

2020年11月24日  
一般財団法人日本規格協会

### 産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS案作成規程に基づき、当該 JIS案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1 の JIS案作成対象テーマについて、改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

# 産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

2020年11月24日  
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	
ISA	01	基本	改正	B0642	製品の幾何特性仕様(GPS)－測定器の一般的な概念及び要求事項	Geometrical product specifications (GPS)－General concepts and requirements for GPS measuring equipment	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、一般的な測定器(マイクロメータ、ノギス、ダイヤルゲージなど)に関する用語や設計特性及び計測特性の一般概念について規定したもので、ISO 14978:2006を対応国際規格として2010年に制定された。</p> <p>当該対応国際規格は、ISO 14253-5:2015[製品の幾何特性仕様(GPS)－製品及び測定装置の測定による検査－第5部:測定表示計の検定試験の不確かさ](JIS B0641-5として制定すべく作業中)及びISO/IEC Guide 98-4(適合性評価における測定不確かさの役割)に規定される不確かさ関連用語、適合性検査など追加して、2018年に改訂された。</p> <p>この規格は、JIS B 0641-1[製品の幾何特性仕様(GPS)－製品及び測定装置の測定による検査－第1部:仕様に対する合否判定基準]、JIS B 7503(ダイヤルゲージ)、JIS B 7507(ノギス)などで引用されており、これらの規格の対応国際規格もISO 14978:2018に従って測定器の規格の改訂作業に入っており、これらの改正状況踏まえ対応するJISについても改正が予定されている。このような状況から、JISの整合性を確保し混乱を回避するため、ISO 14978:2018に整合したJISに改正する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の改正によって、ISO 14978:2018を参照している測定器のISO規格をJIS化する際に、規格間に矛盾なく円滑に作業を進められる。また、計測に関する一般的な規則を国際規格と整合させることにより、計測器及び計測器による計測結果について国際的な流通が期待され国際産業競争力の強化が期待できる。</p>	<p>主な改正点は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>用語及び定義において、不確かさ、適合性評価などの関連用語の追加及び変更</li> <li>測定結果に対する不確かさの取扱いに関する事項を追加する。</li> <li>測定器の適合性検査を追加する。</li> </ul>	ISO 14978:2018, Geometrical product specifications (GPS)－General concepts and requirements for GPS measuring equipment	MOD	第2条の該当号: 第2号 (使用方法)	対象事項: 測定器等	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	1. 基礎的・基盤的な分野	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2021年1月